

「防災対策を重点的に実施すべき地域」等の考え方（案）

◇ 第5節 防災対策を重点的に実施すべき地域

原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なることから、防災対策を重点的に実施すべき地域は、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに滋賀県が独自に行った放射性物質の拡散予測結果や原子力安全委員会の原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループが示す「原子力発電所防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」の「緊急時防護措置を実施すべき区域（UPZ）」を踏まえ、総合的に判断し下記の地域とする。

(1) 防災対策を実施する地域	高島市、長浜市のうち指定する区域
-----------------	------------------

注) 「緊急時防護措置を実施する区域」(UPZ)：国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上のレベル、緊急時活動レベル等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域（「防災指針」検討報告より）

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一上記の防災対策を実施する地域以外の地域に影響が及び、または及ぶおそれのある場合は、上記地域で行う災害応急対策に準じて必要な措置を講じる。

◇ 第6節 放射性プルーム通過時の被ばくの影響をさけるための防護措置

東京電力福島第一原子力発電事故においては、放射性物質を含んだプルームが広範囲に拡散したことから、前節防災対策を実施すべき地域外においても、事故発生時の初期段階では放射された放射性核種のうちプルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくの影響が想定される。プルームによる被ばくを回避するための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など防護措置については、施設のEAL^(※1)やOIL^(※2)基準、放射性物質の拡散状況の推定等について実施されるが、住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄などの対策を講じる必要があることから、滋賀県が行った放射性物質の拡散予測の結果を踏まえると滋賀県全域が「防護措置を実施する地域」となる可能性があることに留意をする必要がある。

(※1) 「EAL」(Emergency Action Level)：緊急時活動レベル

(※2) 「OIL」(Operational Intervention Level)：運用上の介入レベル